

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について [令和元年10月分]

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20191010	パノラマ観光バス株式会社(法人番号5370001009858) 代表者佐々木善吾	宮城県仙台市青葉区小松島4丁目30番8号	本社営業所	宮城県仙台市青葉区小松島4丁目30番8号	輸送施設の使用停止(60日車)	道路運送法第9条の2第1項	令和元年6月12日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)運賃料金事前届出、運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)	6	6
20191010	有限会社中央交通(法人番号3370602001273) 代表者菅原周二	宮城県塩竈市南町7番30号	本社営業所	宮城県塩竈市南町6番地1号	輸送施設の使用停止(180日車)及び文書警告	道路運送法(以下「法」)第9条の2第1項、法第15条第1項、法第27条第3項	令和元年5月28日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、6件の違反が認められた。(1)運賃料金事前届出、運賃料金変更事前届出違反(道路運送法(以下「運送法」)第9条の2第1項)、(2)事業計画の変更認可違反(運送法第15条第1項)、(3)運送引受書の交付義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(4)運行指示書の作成等義務違反(運輸規則第28条の2第1項)、(5)乗務員台帳の作成義務違反(運輸規則第37条第1項)、(6)運転者に対する指導監督の記録違反(運輸規則第38条第1項)	18	18
20191015	株式会社オールスター観光(法人番号8380001007908) 代表者佐藤洋一	福島県田村郡三春町大字案内字孝戸69番地の2	本社営業所	福島県田村郡三春町大字案内字孝戸69番地の2	輸送施設の使用停止(90日車)及び文書警告	道路運送法(以下「法」)第9条の2第1項、法第27条第3項、法第29条の3	平成31年2月5日及び3月7日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、4件の違反が認められた。(1)運賃料金事前届出、運賃料金変更事前届出違反(道路運送法(以下「運送法」)第9条の2第1項)、(2)運送引受書の交付義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(3)運行指示書による指示義務違反(運輸規則第28条の2第1項)、(4)輸送の安全にかかわる情報の公表義務違反(運送法第29条の3)	12	9
20191028	福島観光自動車株式会社(法人番号9380001006446) 代表者伊藤武博	福島県郡山市横塚2丁目1番3号	二本松営業所	福島県二本松市槻木17-1	文書警告	道路運送法第27条第3項	令和元年5月28日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)点呼の記録事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)	0	0
20191029	昭和タクシー株式会社(法人番号2380001009397) 代表者安斎文彦	福島県二本松市成田町1丁目753番地の3	本社営業所	福島県二本松市成田町1丁目753番地の4、753番地の5	輸送施設の使用停止(110日車)及び文書警告	道路運送法(以下「法」)第9条の2第1項、法第27条第3項	平成31年4月9日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、6件の違反が認められた。(1)運賃料金事前届出、運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)、(2)疾病・疲労等のおそれのある乗務(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(3)運行指示書の記載事項義務違反(運輸規則第28条の2第1項)、(4)乗務員台帳の作成義務違反(運輸規則第37条第1項)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(6)運行管理補助者の選任解任届出違反(運輸規則第68条)	11	11

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(東北運輸局管内のすべての営業所)に付されている点数の総和を表す。